

# 四半期報告書

(第13期第3四半期)

自 平成23年7月1日  
至 平成23年9月30日

株式会社G A B A

東京都渋谷区元代々木町30番13号

(E05636)

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1	主要な経営指標等の推移 .....	1
2	事業の内容 .....	2
3	関係会社の状況 .....	2
4	従業員の状況 .....	2

### 第2 事業の状況

1	生産、受注及び販売の状況 .....	3
2	事業等のリスク .....	4
3	経営上の重要な契約等 .....	4
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	5

### 第3 設備の状況 .....

9

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1)	株式の総数等 .....	10
(2)	新株予約権等の状況 .....	13
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	19
(4)	ライツプランの内容 .....	19
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移 .....	19
(6)	大株主の状況 .....	19
(7)	議決権の状況 .....	21

#### 2 株価の推移 .....

21

#### 3 役員の状況 .....

22

### 第5 経理の状況 .....

23

#### 1 四半期財務諸表

(1)	四半期貸借対照表 .....	24
(2)	四半期損益計算書 .....	26
(3)	四半期キャッシュ・フロー計算書 .....	28

#### 2 その他 .....

37

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....

38

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【四半期会計期間】	第13期第3四半期(自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
【会社名】	株式会社GABA
【英訳名】	GABA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上山 健二
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	(03)5790-7000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門長 青柳 大介
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	(03)5790-7000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門長 青柳 大介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第3四半期 累計期間	第13期 第3四半期 累計期間	第12期 第3四半期 会計期間	第13期 第3四半期 会計期間	第12期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高（千円）	5,749,657	6,430,036	2,016,567	2,243,141	7,751,151
経常利益（千円）	731,989	1,281,396	373,283	497,610	1,120,055
四半期（当期）純利益（千円）	397,523	721,623	200,212	281,696	596,670
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	—	—	594,738	635,137	594,738
発行済株式総数 普通株式（株）	—	—	43,706	44,844	43,706
優先株式（株）	—	—	153	70	153
純資産額（千円）	—	—	1,266,555	1,398,851	1,465,702
総資産額（千円）	—	—	7,778,296	8,463,493	8,376,413
1株当たり純資産額（円）	—	—	△6,777.40	15,470.23	△2,317.95
1株当たり四半期（当期）純利益 （円）	8,807.38	16,237.74	4,483.82	6,303.61	13,266.83
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益（円）	—	15,551.78	—	6,041.45	—
1株当たり配当額（円）					
普通株式	—	—	—	—	—
優先株式	—	—	—	—	241,900.00
自己資本比率（％）	—	—	16.3	16.5	17.5
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	1,371,350	877,426	—	—	1,987,606
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	60,941	265,344	—	—	△1,305,656
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	—	△789,057	—	—	—
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	—	3,336,414	2,939,785	2,586,072
従業員数（人）	—	—	405	409	405

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 第12期第3四半期累計（会計）期間及び第12期の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益は、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動については、株式会社ニチイ学館が新たに当社の親会社に該当することとなりましたが、当第3四半期会計期間末現在においては特筆すべき事業上の取引関係はございません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ニチイ学館 (注) 1. 2.	東京都千代田区	11,933	医療関係事業 ヘルスケア事業 教育事業	96.59	—

(注) 1. 有価証券報告書提出会社であります。

2. 株式会社ニチイ学館は、公開買付けの実施により、平成23年9月29日付にて、当社の発行済普通株式を43,314株取得し、新たに当社の親会社に該当することとなりました(当第3四半期会計期間末現在の保有普通株式数は43,315株)。今後、事業提携等を行っていく予定となっておりますが、当第3四半期会計期間末時点においては、資本関係以外の特筆すべき取引関係等はございません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(人)	409 (47)
---------	----------

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数欄の( )外書は、当第3四半期会計期間における臨時従業員の平均雇用人員数であります。

3. 業務委託契約のインストラクター(講師)が当第3四半期会計期間末現在において949名おりますが、業務委託契約のため上記には含めておりません。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産及び受注の状況

当社は英会話事業を主要な事業として行っていることから、生産及び受注に該当するものではありません。

#### (2) 販売実績

販売実績を事業別に示すと以下のとおりであります。

事業	当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
英会話事業	2,243,141	111.2
合計	2,243,141	111.2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 第1四半期会計期間より、その他事業を英会話事業に集約し単一事業としております。  
3. 英会話事業の販売実績を地域別、規模別に示すと以下のとおりであります。

#### イ) 地域別実績

地域	当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
関東地区	29	568	1,842,118	110.6
中部地区	2	46	82,691	125.8
関西地区	5	102	318,331	111.7
合計	36	716	2,243,141	111.2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンをを行うスペースをブースと呼んでおります。

#### ロ) 規模別実績

規模	当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
大型スクール	14	392	1,290,599	108.3
小型スクール	22	324	952,542	115.5
合計	36	716	2,243,141	111.2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンをを行うスペースをブースと呼んでおります。  
3. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。

## 2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、当第3四半期会計期間において、重要な変更があった事項は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(当社株式に関する事項について)

前事業年度末日現在で当社普通株式の60.38%を保有する主要株主であった大和企業投資株式会社について、同社が保有する当社株式が株式市場で売却された場合には当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があったこと、また、第三者への売却が行われた場合であっても譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては当社の事業戦略等に影響を及ぼす可能性があったことから、当社事業上のリスクとして認識しておりました。

同社は、株式会社ニチイ学館が平成23年8月8日より平成23年9月21日にかけて実施した、当社普通株式及び当社新株予約権に対する公開買付けに対し、その所有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募したとの報告を受けておりますため、同社との資本関係は解消され、当第3四半期会計期間末現在において、当該リスクは解消したものと判断しております。

なお、前述の公開買付けにおいて、株式会社ニチイ学館は当社の発行する新株予約権2,737個（新株予約権の目的となる普通株式数5,474株、当第3四半期会計期間末現在の発行済普通株式総数の12.2%）を取得しておりますが、平成23年10月21日付にて保有するすべての新株予約権を放棄しております。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

なお、当第3四半期報告書提出日現在において、当社は平成23年10月31日開催の取締役会決議に基づき、親会社である株式会社ニチイ学館との間で、当社を株式交換完全子会社とするため、同日付で株式交換契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況」四半期財務諸表 注記事項（重要な後発事象）をご覧ください。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間（平成23年7月1日～平成23年9月30日）におけるわが国の経済は、東日本大震災の爪痕が残ることに加え、円高の進行も経済回復に影を落としており、景気が上向くまでにはなお時間を要するものと考えられます。その一方で、当社の事業領域であるマンツーマン英会話レッスン市場におきましては、このような外部環境の影響を受けつつも、英会話習得効率を重視する層に支持をいただき、堅調に伸長しているものと考えられます。

当第3四半期会計期間において、売上高は前年同期と比較して11.2%増加し、2,243,141千円となりました。これは、前年同期と比較し在籍クライアント数が増加しており、そのレッスン受講が堅調に推移したこと、前年同期において売上高を51,611千円減少させる要因となった収益計上基準変更による影響が、当第3四半期会計期間においては4,564千円の減少まで軽減されたこと等によります。

売上高の構成は以下のとおりです。

		前第3四半期 会計期間 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	当第3四半期 会計期間 自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
消化レッスンポイント	①	311,302	333,040
ポイント単価 (円)	②	5,987	6,006
レッスン売上高(1) (千円)	③=①×②	1,863,846	2,000,365
(△)計上基準変更による 影響額(差異) (千円)	④	△51,611	△4,564
レッスン売上高(2) (千円)	⑤=③+④	1,812,234	1,995,801
入会金、テキスト販売 (千円)	⑥	178,095	183,796
その他 (千円)	⑦	26,236	63,543
売上高計 (千円)	⑤+⑥+⑦	2,016,567	2,243,141

- (注)1. 消化レッスンポイントには、レッスンが受講されずに契約期間が終了し無効となったポイント、クライアントの事由によるキャンセルにより消化されたポイントを含みます。
2. ポイント単価はレッスン売上高(1)を消化レッスンポイントで除して算定した値を記載しております。
3. レッスン売上高は、当社LSにて提供するレッスンのみを対象としており、講師派遣型契約による売上高は、その他に含めて表示しております。

売上原価は前年同期と比較して5.7%増加し、1,140,332千円となりました。これは主に、一部LSの閉鎖ならびに賃貸借契約の見直し等による賃料の減少等があったものの、提供レッスン数が増加したことにより委託講師報酬の増加があったこと等によるものです。販管費は前年同期と比較して7.2%増加し、616,670千円となりました。これは主に、市場調査を行ったこと等による広告宣伝費の増加、当社株式に対する公開買付けが実施されたことともなうコンサルティング費用の発生等によるものです。

以上の結果、当第3四半期会計期間の業績は、売上高2,243,141千円（前年同期比11.2%増）、営業利益486,138千円（前年同期比34.1%増）、経常利益497,610千円（前年同期比33.3%増）となりました。また、池袋LSの移転決定により店舗閉鎖損失引当金繰入額22,431千円を特別損失として計上したことにより、四半期純利益は281,696千円（前年同期比40.7%増）となりました。

当社は、当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用しており、従来の「英会話事業」および「その他事業」を統合し単一セグメントとしておりますが、英会話レッスンの提供形態により「通学型レッスン」と「講師派遣型レッスン」に区分しております。

レッスン提供形態別の概況につきましては、以下のとおりです。なお、当社では損益計算書上の売上高については通学型、講師派遣型を区分した管理をしておりますが、従前より経営管理上の指標として前受金収入額（契約時にクライアントより申し受ける額）の獲得を重視しております。従いまして、以下の説明におきましては売上高に代わる指標として前受金収入額を用いております。

#### （通学型レッスン）

当社の運営するL Sにおいてレッスンを提供する従来どおりのレッスン形態を「通学型レッスン」と区分しております。個人契約によるレッスンは全て本区分として扱うほか、当社と通学型の法人契約（研修型・福利厚生型とも）を締結いただいた場合は本区分として扱います。

スクールの配置状況につきましては、1月に名古屋L S、3月になんばL S（2月末で閉鎖した心斎橋L Sを統合）、5月に柏L Sを新設した他、レッスン需要増加に対応するため、1月に大手町L S、4月に品川L S、5月に横浜L Sの規模を拡大しております（横浜L Sは移転による規模拡大）。これらにより、当第3四半期会計期間末において、関東地区に29L S、中部地区に2L S、関西地区に5L S、計36L Sを展開する体制となりました。

当第3四半期会計期間における新規入会者数は前年同期と比較し5.6%増加し、3,554名となりました。これは主に、7月から8月にかけて販売した短期集中コースが好評を博し、昨年を上回る入会者獲得に大きく寄与したことによります。また、1つのコースを修了したクライアントが新しいコースで受講を継続する比率である契約継続率、継続契約者数とも前年同月を上回る水準で推移し、前年同期と比較し17.8%増加し、3,058名となりました。

これらにより、当第3四半期会計期間末において、当社スクールに在籍するクライアント数は18,534人、平均在籍クライアント数は18,533人となりました。

レッスン提供数につきましては、前年同期と比較し在籍クライアント数が増加していることにより、前年同期と比較し6.1%増加し、291,495レッスンとなっております。

子供向け英会話「G a b a こどもマンツーマン英会話（通称、Gaba kids）」につきましては、当第3四半期会計期間末現在では29箇所のL Sにて展開しております。Gaba kidsは、全体に対する規模は小さいものの好調に推移しており、当第3四半期会計期間末の在籍クライアント数は330人（前述の在籍クライアント数の内数）となりました。

	平成22年12月 第3四半期 会計期間	平成22年12月 第4四半期 会計期間	平成23年12月 第1四半期 会計期間	平成23年12月 第2四半期 会計期間	平成23年12月 第3四半期 会計期間
新規入会者数	3,367	2,731	2,872	3,182	3,554
継続契約者数	2,597	2,771	2,538	2,917	3,058
期末クライアント数	18,061	18,011	18,054	18,241	18,534
（うち、Gaba kids）	（167）	（197）	（255）	（287）	（330）
平均クライアント数	17,779	18,146	18,246	18,281	18,533
（うち、Gaba kids）	（150）	（196）	（228）	（281）	（313）
提供レッスン数	274,750	270,693	263,151	274,174	291,495
前受金収入額（千円）	2,250,543	2,106,128	2,140,372	2,355,469	2,437,774

(講師派遣型レッスン)

法人契約によるレッスンのうち、講師が契約先企業に赴いて実施するレッスン形態を本区分としております。講師派遣型レッスンでは、マンツーマンレッスンを基本としながらも、契約先企業の要請に柔軟に対応するためレッスン提供形態が多種多様であることから、本区分のクライアントや提供レッスンの数について単純な比較が出来ず、一律に扱うことは適切でないため開示しておりません。

講師派遣型契約では、通常は契約先企業の会議室等においてレッスンを提供する形態を基本としておりますが、第1四半期において、契約先企業内にLS同様の機能を持つ同社専用のレッスンスペースを3箇所設置し、LSと同一のシステムにてレッスン提供を行うという大型案件の受注に成功したため大きく伸長し、その後も堅実に契約を獲得しております。

	平成22年12月 第3四半期 会計期間	平成22年12月 第4四半期 会計期間	平成23年12月 第1四半期 会計期間	平成23年12月 第2四半期 会計期間	平成23年12月 第3四半期 会計期間
前受金収入額(千円)	5,882	17,342	82,313	24,172	18,862

- (注) 1. 当社では、生徒・学生、社会人等を対象とした一般向け英会話レッスン「G a b aマンツーマン英会話」、子供向け英会話レッスン「G a b a こどもマンツーマン英会話(通称、Gaba kids)」を開講するスクールのことをLS(ラーニングスタジオ)と呼んでおります。
2. 英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクター、レッスンプランの作成や定期的なカウンセリングを通じ、クライアントの英語学習をサポートするスタッフをカウンセラーと呼んでおります。
3. クライアントがレッスンを受講できる権利(役務の提供を受ける権利)をレッスンポイントと呼んでおり、1回のレッスン受講につき1レッスンポイントが消化されます。また、レッスンを受講されずに契約期間が終了した場合、クライアントの事由によるキャンセル等があった場合には、レッスンポイントは消化されたものとしております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物は、第2四半期会計期間末（2,597,690千円）に比べ342,095千円増加し、2,939,785千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において営業活動により得られた資金は、385,009千円（前年同期間310,872千円）となりました。これは主に、税引前四半期純利益の計上475,161千円、前受金の増加137,513千円、法人税等の支払額162,453千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において投資活動により使用した資金は、116,306千円（前年同期間22,432千円）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出500,000千円、投資有価証券の取得による支出405,400千円、有価証券の償還による収入600,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において財務活動により得られた資金は、73,392千円となりました。これは、株式の発行による収入73,392千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1. 主要な設備の状況

(1) 当第3四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物 (面積)	構築物	工具、 器具及 び備品	敷金及 び保証 金	合計	
自由が丘L S (東京都目黒区)	英会話 事業	教室設備	13,130 (219.56㎡)	—	8,321	16,336	37,789	6

- (注) 1. 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。  
 2. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 自由が丘L S取得は、移転によるものであります。

#### 2. 設備の新設、除却等の計画

(1) 重要な設備計画の完了  
該当事項はございません。

(2) 重要な設備の新設等

当第3四半期会計期間において新たに確定した重要な設備の新設は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	投資予定金額(千円)		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
			総額	既支払額		着手	完了
池袋L S (東京都豊島区)	英会話 事業	教室設備	49,309	25,309	自己資金	平成24年1月	平成24年1月

- (注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 池袋L S新設は、移転に伴うものであります。

(3) 重要な設備の除却等

当第3四半期会計期間において新たに確定した重要な設備の除却等は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)	除却等の予定年月日
池袋L S (東京都豊島区)	英会話事業	教室設備	22,431	平成24年1月

- (注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 池袋L S除却は、移転に伴うものであります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,960
A種優先株式	320
計	161,280

##### ②発行済株式

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	44,844	44,844 (注) 1	東京証券取引所 (マザーズ)	(注) 2
第1回A種優先株式	70	70	非上場	(注) 3
計	44,914	44,914	—	—

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。以下同様。）により発行された株式数は、含まれておりません。
2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、当社は単元株制度を採用しておりません。
3. 第1回A種優先株式（平成17年12月15日発行、平成18年5月17日一部内容変更）の内容は次のとおりであります。

##### ① 剰余金の配当

##### (a) 第1回A種優先配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、期末配当の基準日（以下「配当基準日」という。）における第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）または第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（実質株主を含む。以下、同じ。）および普通株式の登録株式質権者（以下併せて「普通株主等」という。）に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記(b)に定める額の剰余金を配当する（以下「第1回A種優先配当金」という。）。ただし、配当基準日の属する事業年度中に定められた別の基準日より、剰余金の配当を第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に行ったとき、または行うことが確定したときは、その額（以下「第1回A種期中優先配当金」という。）を控除した額とする。

##### (b) 第1回A種優先配当金の額

第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第1回A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。

第1回A種優先配当率は、(i) 平成17年12月16日から平成17年12月末日までは年率0.56%とし、(ii) 下記に定義する配当率修正日から次の配当率修正日の前日までの各事業年度については、日本円TIBOR（12ヵ月物）に0.5%を加算した年率とする。第1回A種配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成17年12月16日以降の毎年1月1日とする。

「日本円TIBOR（12ヵ月物）」とは、各配当率修正日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）において、午前11時における日本円12ヵ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（12ヵ月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヵ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（12ヵ月物）に代えて用いるものとする。

- (c) 第1回A種優先中間配当金  
当社は、剰余金の中間配当を行うときは、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先配当金の2分の1の金銭（以下「第1回A種優先中間配当金」という。）を支払う。
- (d) 累積条項  
当社は、ある事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して第1回A種優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という。）については、翌事業年度における第1回A種優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して支払うものとする。
- (e) 非参加条項  
第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。
- ② 残余財産の分配  
当社は、残余財産の分配をするときは、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき残余財産の分配日の属する事業年度における第1回A種優先配当金を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日まで（初日および分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額を支払う。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。
- ③ 議決権  
配当金および累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位が第一位と定められているため、第1回A種優先株主は、株主総会における議決権を有しない。
- ④ 株式の併合または分割  
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ⑤ 取得請求権
- (a) 取得請求権  
第1回A種優先株主は、下記(d)に定める取得請求可能株式数を限度として、第1回A種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができるものとし、かかる請求がなされた場合、当社は、法令の定めに従い、取得手続を行い、各取得請求日から30日以内に取得価額の支払いを行うものとする。
- (b) 取得価額  
取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数（初日および取得請求日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (c) 取得請求日  
取得請求日は、毎年4月14日とする（ただし、当日が非営業日である場合、取得請求日は、その翌営業日とする。）。ただし、4月1日から取得請求日までの間に、取得請求日付けで取得請求する旨の申し出があった場合、取得請求日付で取得請求がなされたものとみなす。
- (d) 取得請求可能株式数  
取得請求可能株式数は、(i) 年度取得予定株式数（以下に定義される。）と(ii) 会社法第166条第1項に定める分配可能額で取得できる株式数のいずれか小さい方の株式数とする。  
「年度取得予定株式数」は、  
(i) 平成19年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の28.2%（90株）から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

(ii) 平成20年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の75.0% (240株) から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

(iii) 平成21年以降の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数(320株) から当該取得請求が行われた日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とする。

(e) 取得方法

各取得請求日において、複数の者が取得請求した場合でかつ当該取得請求がなされた第1回A種優先株式の総数が取得請求可能株式数を超える場合には、当社は、下記に定める第1回A種優先株式保有割合に応じて、当該第1回A種優先株式を取得するものとする(それぞれの第1回A種優先株式保有割合に応じて割当てられる各第1回A種優先株主に対する取得請求可能株式数を、以下、「各取得請求可能株式数」という。)。なお、各取得請求日において、取得請求した株式数が各取得請求可能株式数以下の第1回A種優先株主(以下「限度内取得請求株主」という。))と、各取得請求可能株式数を超えて取得請求をした第1回A種優先株主(以下「超過取得請求株主」という。))がある場合、当社は、(1)各限度内取得請求株主から、その取得請求した株式数を取得し、(2)各超過取得請求株主から、各取得請求可能株式数に加えて、限度内取得請求株主の各取得請求可能株式の総数から限度内取得請求株主が取得請求した株式の総数を控除した残株式数を、各超過取得請求株主が取得請求した株式数を限度に、超過取得請求株主間の第1回A種優先株式保有割合に応じてさらに割当て、取得することができる。

かかる手続を経ても、なお、取得請求可能株式数に残数が生じる場合、取得請求可能株式数に充つるまで同様の手続を行なう。

取得株式数に端数が生じる場合等は、抽選その他合理的な方法により取得株式数の決定を行う。

第1回A種優先株式保有割合とは、取得請求をした取得請求日の直近の配当基準日において、当該取得請求をした者が保有する第1回A種優先株式の、残存する第1回A種優先株式の総数に対する割合を意味する。

⑥ 取得条項

(a) 取得条項

当社は、いつでも第1回A種優先株主の意思にかかわらず、第1回A種優先株主およびその第1回A種登録株式質権者から、当社が別に定める日(以下「取得日」という。))から2週間前までに通知を行った上で、第1回A種優先株式の全部または一部を当該取得日に取得することができる。一部取得の場合は、各第1回A種優先株主の所有する株式数に応じた比例按分方式その他合理的な方法により行う。

(b) 取得価額

取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。))で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。))を加算した額とする。ただし、当該取得日の属する事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

⑦ 優先順位

第1回A種優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位とする。

⑧ 種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会

当社は、会社法第322条第1項各号に定める事項につき、種類株主総会の決議を要しない旨についての定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	388(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	776(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

② 第2回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	537(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,074(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日～平成23年11月20日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

③ 第3回新株予約権／平成17年8月25日開催の臨時株主総会

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成28年12月1日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

- イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

④ 第4回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,706
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,412(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成24年12月14日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、下記(注)3により行使価額が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数株式はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が、①時価を下回る価額で当社株式を発行しあるいは当社の保有する当社株式を処分する場合(以下、株式会社GABA第1回A種優先株式の発行ならびに②ないし④規定の証券の行使または転換による場合を除く)、②時価を下回る価額をもって当社株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合(以下、平成17年12月15日付で発行される第5回新株予約権6個を除く)、③時価を下回る価額をもって当社株式に転換されるあるいは転換しうる証券を発行する場合、または④これらに類する証券等が発行される場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、②の場合には発行される新株予約権の発行価額および当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額の合計額、③の場合には転換価額、④の場合には当社の株式を取得するために必要な金額を次の算式の「1株あたりの発行または処分価額」として、また「発行または処分株式数」については②ないし④に規定する新株予約権その他の証券等が全て発行日に行使または転換されたものとみなして調整後行使価額を計算する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times \text{1株あたりの発行または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}}$$

上記の他、当社は、本新株予約権発行後に、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整の金額および方法は合理的なものでなければならない。

4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年12月15日～平成24年12月14日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）が権利行使期間の開始日となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
  - イ) 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
  - ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関しては、次のような、「当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針」が定められております。
  - イ) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。
  - ロ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果生じる1株未満の端数株式は、これを切り捨てるものとする。
  - ハ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の種類及び数並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20第4号から第8号に掲げる事項については、新株予約権の発行の条項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行うものとする。
  - ニ) 承継後の新株予約権のその他の権利行使の条件は、原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
7. 当社は、未行使の新株予約権を取得し、保有する場合には、いつでも、取締役会の決議により、当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

⑤ 第5回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成28年12月1日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

⑥ 第6回新株予約権／平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	11(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数のこととなります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	1,038	44,914	36,849	635,137	36,849	40,399

(注) 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,038株、資本金および資本準備金がそれぞれ36,849千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当社は株式会社ニチイ学館（以下、「ニチイ学館」といいます。）より、ニチイ学館が平成23年8月8日より平成23年9月21日にかけて実施した、当社普通株式及び当社新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に対し、普通株式43,314株、新株予約権2,737個の応募があり、ニチイ学館は平成23年9月29日（本公開買付けの決済開始日）付でその全てを取得した旨の報告を受けております。

本公開買付けの結果を受け、ニチイ学館は当第3四半期会計期間末現在において、当社普通株式43,315株（当社の発行済普通株式総数に対する割合96.59%）、新株予約権2,737個（新株予約権の目的となる普通株式数5,474株）を保有する、当社の親会社ならびに筆頭株主に該当することとなっております。

また、第2四半期会計期間末において主要株主である筆頭株主であった大和企業投資株式会社（以下、「大和企業投資」といいます。）につきましても、同社が保有していた当社普通株式26,390株全てを本公開買付けに応募したとの報告を受けておりますため、当第3四半期会計期間末において、当社の主要株主である筆頭株主には該当しないこととなっております。

本公開買付けの結果を受け、ニチイ学館が平成23年9月29日付で提出した大量保有報告書、ならびに、大和企業投資及び共同保有者である株式会社大和証券グループ本社が平成23年9月28日付で提出した大量保有報告書の変更報告書について、その写しの送付がありました。

株式会社ニチイ学館の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	株式会社ニチイ学館
住所	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
保有株券等の数	普通株式 43,315株
	新株予約権証券 5,474株
株券等保有割合	96.83%

大和企業投資株式会社の大量保有報告書の変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	大和企業投資株式会社
住所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
売却した株券等の数	普通株式 26,390株
株券等保有割合	－%

共同保有者	株式会社大和証券グループ本社
住所	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号
売却した株券等の数	新株予約権証券 2,132株
株券等保有割合	－%

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 70	—	A種優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記3.に記載しております。
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 43,806	43,806	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	43,876	—	—
総株主の議決権	—	43,806	—

(注) 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間に新株予約権の行使により普通株式1,038株が増加しているため、当第3四半期会計期間末の発行済株式総数は44,914株となっております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	96,200	139,200	164,000	117,000	118,000	123,500	140,000	199,500	199,600
最低（円）	70,600	86,000	75,200	96,000	97,800	93,500	114,000	124,300	184,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

#### 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	ラーニングスタジオ部門 担当執行役員	榎島 俊幸	平成23年10月31日

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年9月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,940,940	2,586,446
売掛金	286,092	202,110
受講料金銭信託	※1 2,426,680	※1 2,316,890
有価証券	1,498,845	1,099,992
たな卸資産	※2 132,620	※2 140,173
その他	214,390	272,685
流動資産合計	6,499,569	6,618,299
固定資産		
有形固定資産		
建物	781,159	708,137
減価償却累計額	△235,243	△195,074
建物（純額）	545,915	513,062
構築物	36,109	34,472
減価償却累計額	△18,214	△15,702
構築物（純額）	17,895	18,770
工具、器具及び備品	631,385	612,380
減価償却累計額	△492,209	△447,613
工具、器具及び備品（純額）	139,175	164,767
有形固定資産合計	702,987	696,600
無形固定資産	111,230	108,749
投資その他の資産		
敷金及び保証金	713,229	721,971
その他	436,476	230,792
投資その他の資産合計	1,149,706	952,763
固定資産合計	1,963,924	1,758,113
資産合計	8,463,493	8,376,413

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	11,591	13,161
未払金	232,741	209,913
未払費用	192,979	175,681
未払法人税等	284,587	335,748
前受金	6,022,108	5,800,225
店舗閉鎖損失引当金	37,073	69,663
賞与引当金	95,035	185,712
資産除去債務	18,869	—
その他	100,457	120,604
流動負債合計	6,995,443	6,910,710
固定負債		
資産除去債務	69,198	—
固定負債合計	69,198	—
負債合計	7,064,642	6,910,710
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	635,137	594,738
資本剰余金	40,399	444,738
利益剰余金	723,315	426,226
株主資本合計	1,398,851	1,465,702
純資産合計	1,398,851	1,465,702
負債純資産合計	8,463,493	8,376,413

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
売上高	5,749,657	6,430,036
売上原価	3,207,593	3,355,245
売上総利益	2,542,063	3,074,791
販売費及び一般管理費	※1 1,851,226	※1 1,827,974
営業利益	690,837	1,246,817
営業外収益		
受取利息	1,381	785
催事参加料	4,199	1,925
有価証券利息	—	5,829
金銭の信託運用益	4,757	2,781
受取手数料	22,955	17,029
その他	7,972	7,183
営業外収益合計	41,266	35,533
営業外費用		
株式交付費	—	894
為替差損	114	59
営業外費用合計	114	954
経常利益	731,989	1,281,396
特別損失		
固定資産除却損	5,117	834
店舗閉鎖損失引当金繰入額	54,944	36,073
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	27,360
特別損失合計	60,061	64,268
税引前四半期純利益	671,927	1,217,127
法人税、住民税及び事業税	122,260	441,608
法人税等調整額	152,143	53,896
法人税等合計	274,404	495,504
四半期純利益	397,523	721,623

## 【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	2,016,567	2,243,141
売上原価	1,078,481	1,140,332
売上総利益	938,086	1,102,809
販売費及び一般管理費	*1 575,515	*1 616,670
営業利益	362,570	486,138
営業外収益		
受取利息	721	116
催事参加料	1,077	3
有価証券利息	—	869
金銭の信託運用益	1,111	918
受取手数料	6,252	6,719
その他	1,558	3,473
営業外収益合計	10,720	12,101
営業外費用		
株式交付費	—	616
為替差損	7	13
営業外費用合計	7	630
経常利益	373,283	497,610
特別損失		
固定資産除却損	242	16
店舗閉鎖損失引当金繰入額	35,189	22,431
特別損失合計	35,432	22,448
税引前四半期純利益	337,850	475,161
法人税、住民税及び事業税	121,518	171,178
法人税等調整額	16,120	22,287
法人税等合計	137,638	193,465
四半期純利益	200,212	281,696

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	671,927	1,217,127
減価償却費	124,822	126,396
長期前払費用償却額	2,307	1,955
受取利息	△1,381	△3,371
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	18,400	12,870
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△65,073	△90,677
固定資産除却損	2,328	834
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	27,360
株式交付費	—	894
売上債権の増減額 (△は増加)	△91,857	△83,981
たな卸資産の増減額 (△は増加)	6,221	7,552
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,195	△1,570
未払金の増減額 (△は減少)	△9,334	36,902
未払費用の増減額 (△は減少)	22,770	17,297
未払消費税等の増減額 (△は減少)	57,642	△36,168
前受金の増減額 (△は減少)	683,602	221,883
受講料金銭信託の増減額 (△は増加)	△172,271	△109,789
預り金の増減額 (△は減少)	△8,042	16,643
その他	13,916	△3,556
小計	1,261,175	1,358,603
利息及び配当金の受取額	1,563	5,488
法人税等の支払額	△1,816	△486,666
法人税等の還付額	110,427	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,371,350	877,426
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	—	△500,000
定期預金の払戻による収入	—	1,000,000
有価証券の取得による支出	—	△499,549
有価証券の償還による収入	—	600,000
有形固定資産の取得による支出	△32,044	△105,440
無形固定資産の取得による支出	△43,423	△32,184
投資有価証券の取得による支出	—	△405,400
投資有価証券の償還による収入	—	200,000
敷金及び保証金の差入による支出	△4,680	△54,746
敷金及び保証金の回収による収入	142,075	63,488
その他	△986	△822
投資活動によるキャッシュ・フロー	60,941	265,344
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	—	80,214
自己株式の取得による支出	—	△832,261
配当金の支払額	—	△37,010
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	△789,057
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,432,292	353,713
現金及び現金同等物の期首残高	1,904,122	2,586,072
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 3,336,414	※1 2,939,785

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益は1,033千円減少し、税引前四半期純利益は28,394千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は87,723千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

記載すべき重要な事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年9月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)								
<p>※1 受講料金銭信託</p> <p>毎年3月、6月、9月、12月の各月末のレッスン未提供分受講料を基準として、その一定割合を金融機関に信託し、会社資産とは分別して管理することにより保全しております。仮に当社の事業が継続困難な状態に陥った場合には、受益者代理人が金融機関に対し信託財産の償還を請求し、受益者（顧客）に対し信託財産の交付を行うこととなっております。</p>	<p>※1 受講料金銭信託</p> <p>同左</p>								
<p>※2 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>教材</td> <td>121,148千円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>11,472千円</td> </tr> </table>	教材	121,148千円	貯蔵品	11,472千円	<p>※2 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>教材</td> <td>128,447千円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>11,726千円</td> </tr> </table>	教材	128,447千円	貯蔵品	11,726千円
教材	121,148千円								
貯蔵品	11,472千円								
教材	128,447千円								
貯蔵品	11,726千円								

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)												
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>679,559千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>442,402千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>34,239千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	679,559千円	給与手当	442,402千円	賞与引当金繰入額	34,239千円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>649,202千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>427,822千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>37,016千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	649,202千円	給与手当	427,822千円	賞与引当金繰入額	37,016千円
広告宣伝費	679,559千円												
給与手当	442,402千円												
賞与引当金繰入額	34,239千円												
広告宣伝費	649,202千円												
給与手当	427,822千円												
賞与引当金繰入額	37,016千円												

前第3四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)												
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>202,533千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>144,978千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>34,239千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	202,533千円	給与手当	144,978千円	賞与引当金繰入額	34,239千円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>221,957千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>141,836千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>37,016千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	221,957千円	給与手当	141,836千円	賞与引当金繰入額	37,016千円
広告宣伝費	202,533千円												
給与手当	144,978千円												
賞与引当金繰入額	34,239千円												
広告宣伝費	221,957千円												
給与手当	141,836千円												
賞与引当金繰入額	37,016千円												

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)														
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>2,336,793千円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券</td> <td>999,621千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>3,336,414千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,336,793千円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券	999,621千円	現金及び現金同等物	3,336,414千円	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>1,940,940千円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券</td> <td>1,498,845千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△500,000千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,939,785千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,940,940千円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券	1,498,845千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△500,000千円	現金及び現金同等物	2,939,785千円
現金及び預金勘定	2,336,793千円														
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券	999,621千円														
現金及び現金同等物	3,336,414千円														
現金及び預金勘定	1,940,940千円														
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券	1,498,845千円														
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△500,000千円														
現金及び現金同等物	2,939,785千円														

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末（平成23年9月30日）及び当第3四半期累計期間（自平成23年1月1日至平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	44,844株
優先株式	70株
計	44,914株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	－株
優先株式	－株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）	新株予約権の四半期会計期間末残高
第3回新株予約権	普通株式	200	－
第4回新株予約権	普通株式	3,412	－
第5回新株予約権	普通株式	12	－

(2) ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 一千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月24日 取締役会	A種優先株式	37,010	241,900.00	平成22年 12月31日	平成23年 3月14日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額に著しい変動

当社は、平成23年4月12日付で取得条項付株式（A種優先株式）83株を取得し、平成23年4月28日付で当該株式を消却しております。この結果、前事業年度末と比べて資本剰余金は444,738千円、利益剰余金は387,523千円減少し、当第3四半期会計期間末における株主資本は1,398,851千円となっております。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当社は、英会話事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年9月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 15,470円23銭	1株当たり純資産額 △2,317円95銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期会計期間末 (平成23年9月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,398,851	1,465,702
普通株式に係る四半期末(期末)純資産額(千円)	693,747	△101,308
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る四半期末(期末)の純資産との差額の主要な内訳		
イ. 普通株式よりも配当請求権又は残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(千円)	700,000	1,530,000
ロ. 優先配当額(千円)	5,104	37,010
普通株式の発行済株式数(株)	44,844	43,706
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	44,844	43,706

2. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益 8,807円38銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり四半期純利益 16,237円74銭 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 15,551円78銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	397,523	721,623
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
イ. 優先配当額(千円)	12,587	5,104
ロ. 優先株式の償還差額(千円)	—	2,261
普通株式に係る四半期純利益(千円)	384,935	714,257
期中平均株式数(株)	43,706	43,987
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	1,940
(うち新株予約権(株))	—	(1,940)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益 4,483円82銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 6,303円61銭 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 6,041円45銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	200,212	281,696
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
イ.優先配当額(千円)	4,242	1,720
ロ.優先株式の償還差額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	195,970	279,976
期中平均株式数(株)	43,706	44,415
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	1,927
(うち新株予約権(株))	—	(1,927)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

#### (重要な後発事象)

当社は、平成23年10月31日開催の取締役会において、平成23年12月5日を効力発生日として、当社の親会社である株式会社ニチイ学館との間で、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしました。

なお当社は、本株式交換の効力発生日(平成23年12月5日)に先立ち、株式会社東京証券取引所において、平成23年11月30日付で上場廃止(最終売買日は平成23年11月29日)となる予定です。

株式交換の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

株式会社ニチイ学館は、「社業の発展を通して豊かな人間生活の向上に貢献する」という経営理念のもと、「教育で人が豊かに成長し続けていくことを応援する」、「医療関連で医療機関の安定した経営を支援する」、「介護で老後を不安なく暮らせる環境を作る」をミッションとして、「教育」、「医療」、「ヘルスケア」の3事業を柱に、社会環境の変化や時代の要望、更には、医療・介護現場の状況をいち早く捉え、その課題の解決に取り組んでおります。

株式会社ニチイ学館では、我が国における、グローバル化の進展と、かつてない超高齢社会の到来により、介護及び医療に加えて、人材育成のための教育が何にも増して重要であると確信しており、医療・介護分野に留まらず「語学」、「IT」等の講座メニューの拡充を積極的に推し進めるとともに、eラーニングシステム等の活用による講座展開チャンネルの拡充に取り組んでおります。

一方、当社の前身の会社は、平成7年7月に外国語会話のインストラクター(講師)をデータベース化し、全国各地の受講希望者とマッチングさせるという斡旋事業を目的として創業され、平成8年4月に有限会社として設立されました。その後、同社は、吸収合併による組織再編等を経て、平成13年3月より、「G a b a マンツーマン英会話」の名称で、インストラクター1人に対しクライアント(受講生)1人によるマ

ンツーマンレッスン専門の英会話スクールの運営を開始しました。

当社は、MBOを実施し創業者より事業を受け継ぐことを目的に平成16年6月に設立され、新経営陣の下、経営効率の向上、経営基盤の強化に取り組み、平成18年12月には東京証券取引所マザーズ市場への上場も果たす等、大きな成果を実現し、高品質のインストラクター、クライアントの英会話学習をサポートするカウンセラー（スクールスタッフ）、他社を凌駕するノウハウを用いた「G a b aメソッド」に基づく英会話レッスンにおいて、顧客からの高い満足度を得ており、マンツーマン英会話レッスン市場におけるリーディングカンパニーとして確固たるブランドを確立しています。

我が国の語学市場につきましては、一部企業による英語社内公用語化を含めたビジネスにおいて外国語を使用する機会の増加、将来のキャリア形成に備えた大学生や20～30代のビジネスマンによる英語学習機運の高まり、グローバル化の進行に伴う幼児・子供向け早期英語教育への関心の高まり、学習指導要領の改訂による小学校高学年での英語必修化、時間的余裕ができた中高年、団塊世代、シニア世代による自己啓発の進展等により、語学習得に対する必要性と関心は日増しに高まりを見せております。

そのような状況下、株式会社ニチイ学館は、本年2月ころ、当社の当時の筆頭株主である大和企業投資株式会社より同社の所有する当社株式を譲り受ける候補者の選定プロセスへの参加の意向の打診を受け、当該選定プロセスの過程で同社及び当社より提供された情報に基づき、当社の中長期的な企業価値向上のための経営方針や当社株式の取得によって得られるシナジー等、当社株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。

今後の教育事業の更なる拡大を企図するに際し、現在の社会情勢の変化から、株式会社ニチイ学館がこれまで手掛けてきた語学学習事業の一層の発展・拡大は不可欠であると考えており、業界内における確固たるブランド及び高い信頼・実績を誇る当社がパートナーとしてニチイグループの一員となることは、株式会社ニチイ学館の教育事業の一層の差別化と、株式会社ニチイ学館及び当社両社の成長を共に実現出来るものと判断いたしました。

具体的には、新規教室の開設等、両社の補完関係は高く、収益拡大及び効率化、両社ブランド・ノウハウの相互活用等、大きなシナジーが期待されます。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（両社）	平成23年10月31日（月）
株式交換契約締結日（両社）	平成23年10月31日（月）
最終売買日（当社）	平成23年11月29日（火）（予定）
上場廃止日（当社）	平成23年11月30日（水）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成23年12月5日（月）（予定）

(注1) 本株式交換は、株式会社ニチイ学館については、会社法第796条第3項本文の規定に基づき簡易株式交換の手続により、また、当社については、会社法第784条第1項本文の規定に基づき略式株式交換の手続により、両社とも株主総会の承認を受けないで行われる予定です。

(注2) 本株式交換の日程は、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、両社間で協議し合意の上、変更する可能性があります。

### (2) 本株式交換の方式

株式会社ニチイ学館を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換になります。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社ニチイ学館 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	250

(注) 株式の割当比率

当社普通株式1株に対して、株式会社ニチイ学館普通株式250株を割当交付します。但し、株式会社ニチイ学館が所有する当社普通株式（平成23年10月31日現在43,315株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

## 3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

### (1) 算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、株式会社ニチイ学館及び当社が、それぞれ別個に、株式会社ニチイ学館及び当社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社ニチイ学館は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、当社は、青山総合会計事務所を本株式交換のためのフィナンシャル・アドバイザーに任命したうえ、それぞれの第三者算定機関に任命しました。

## 4. 株式交換完全親会社となる会社の概要

(1)	商号	株式会社ニチイ学館
(2)	本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 齊藤 正俊
(4)	事業内容	医療関係事業 ヘルスケア事業 教育事業 その他業業
(5)	資本金	11,933百万円
(6)	決算期	3月31日
(7)	純資産	現時点では確定しておりません。
(8)	総資産	現時点では確定しておりません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

株式会社GABA

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任  
社員  
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 印

指定有限責任  
社員  
業務執行社員 公認会計士 園田 博之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GABAの平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

株式会社GABA

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任  
社員  
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 印

指定有限責任  
社員  
業務執行社員 公認会計士 園田 博之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GABAの平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年10月31日開催の取締役会において、親会社である株式会社ニチイ学館の完全子会社となる株式交換を行うことを決議し、株式交換契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。